

○佐倉市地域保健医療協議会条例

平成21年3月24日条例第9号

改正

平成25年10月1日横書き施行

平成26年3月27日条例第5号

佐倉市地域保健医療協議会条例

(設置)

**第1条** 本市の保健及び医療の充実強化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき佐倉市地域保健医療協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本市における保健及び医療のあり方について検討すること。
- (2) 本市の保健及び医療に関する施策として必要な事項を協議すること。
- (3) その他保健及び医療に関して市長が必要と認めたこと。

(組織)

**第3条** 協議会は、14人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 歯科医師
- (3) 薬剤師
- (4) 保健所の職員
- (5) 消防本部の職員

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

**第5条** 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(専門委員会)

**第7条** 協議会は、所掌事務のうち特定の事項を審議させるため、専門委員会を置くことができる。

- 2 市長は、協議会の求めに応じ、臨時委員を委嘱することができる。
- 3 臨時委員は、当該特定の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

**第8条** 協議会及び専門委員会の庶務は、地域保健医療主管課において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、協議会及び専門委員会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年3月27日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に佐倉市地域保健医療協議会の委員となる者の任期は、佐倉市地域保健医療協議会条例第4条第1項の規定にかかわらず、2年以内において市長が別に定める期間とする。